単　位　事　務　名	
入　　学	
根拠及び参考法令	学校教育法　【第５７条，第５８条】 学校教育法施行規則　【第９０条】 鹿児島県立高等学校学則　【第１５条，第１６条，第１７条，第１８条，第１９条】 鹿児島県公立高等学校通学区域に関する規則　【第２条，第３条】 鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例　【第１０条，第１１条】 鹿児島県立公立高等学校入学者選抜実施要綱
項　目	処　理　方　法
入学資格	1　高等学校に入学することのできる者は，中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより，これと同等以上の学力があると認められた者とする。 2　専攻科に入学することのできる者は，高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより，これと同等以上の学力があると認められた者とする。　【学則第１５条】 【学校教育法第５７条・第５８条】
入学者選抜の主な流れ	1　願書提出→出願変更→学力検査 2　出願のための手続きは，次のとおりとする。 (1)　中学校長は，県教育庁の資料等を参考にして志願者の希望する学校あるいは，学科について指導調整し進路の指導が適正に行われるようにしなければならない。 (2)　志願者は，入学願書を在学している中学校，または，卒業した中学校長を経て，志願先高等学校に提出しなければならない。 (3)　公立学校の全日制普通科（募集定員が120人以下の高等学校の普通科，熊毛学区及び大島学区の高等学校の普通科を除く。）への入学を志願する者で，次に該当する者は，鹿児島県教育委員会の許可又は指定を受けなければならない。 ア　学区外の中学校から登録しようとする者は，「学区外高等学校入学志願許可申請」の手続きによりあらかじめ県教育委員会の許可を受ける。 イ　出身中学校の所在地の属する学区と保護者の現住所の属する学区とが異なる場合は，「高等学校入学志願学区指定申請」の手続きにより，あらかじめ県教育委員会の指定を受ける。 (4)　全日制の課程のうち普通科の高等学校へ入学しようとする者で希望する者は，所属学区外の高等学校に志願することができる。ただし，志願者数の制限はしないが，入学許可数は募集定員の１００分の１０を超えてはならない。

項　　目	処　　理　　方　　法
通　学　区　域	１　全日制の課程のうち普通科へ入学（転入学及び編入学を含む）しようとする者は，その保護者（親権者又は後見人をいう）の住所地の属する学区内の高等学校に志願しなければならない。 　ただしやむを得ない理由があるときは，鹿児島県教育委員会の許可または指定を受けて，所属学区外の高等学校へ入学を志願することができる。 　また，上記の規定にかかわらず，当該年度の全日制の課程の募集定員が１２０人を超えない高等学校、熊毛地区及び大島学区内の高等学校へ志願することができる。 ２　楠隼高等学校，全日制の課程のうち普通科を除く学科並びに単位制による全日制の課程，定時制の課程及び通信制の課程については，学区を設けないものとする。 【通学区域に関する規則第２条・第３条】
入　学　手　続 入　学　願　書	１　入学志願者は，入学願書に入学検定料（鹿児島県収入証紙）を添えて，最後に在学した学校の校長を経て，志願先の校長に願い出なければならない。　【学則第１８条】 ２　併設型高等学校に入学を志願する当該併設型高等学校に係る併設型中学校の生徒は，当該併設型高等学校の校長の定めるところにより，必要な書類を当該校長に提出しなければならない。　【学則第１８条】
学　力　検　査	高等学校の入学は，中学校長より送付された調査書，その他必要な書類，選抜のための学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて，校長が許可する。 【学校教育法施行規則第９０条】 【学則第１６条】
誓　　約　　書	入学を許可された者は，入学後１０日以内に，保護者及び保証人連署の上，誓約書を校長に提出しなければならない。　【学則第１９条】

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第１条　この規則は，県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第２条　全日制の課程（楠隼高等学校及び学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程（次項において「単位制による全日制の課程」という。）を除く。以下同じ。）のうち普通科の学区は，別表のとおりとする。

２　楠隼高等学校，全日制の課程のうち普通科を除く学科並びに単位制による全日制の課程，定時制の課程及び通信制の課程については，学区を設けないものとする。

（全日制普通科への入学）

第３条　全日制の課程のうち普通科へ入学（転入学及び編入学を含む。以下次項及び第３項第１号中同じ。）しようとする者は，その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所地の属する学区（以下「所属学区」という。）内の高等学校に志願しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，所属学区外の高等学校へ入学しようとする者又は次項第２号に規定する者が，次の各号のいずれかに該当する高等学校の全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする場合は，当該各号に該当する高等学校に志願することができる。

(1)　当該年度の全日制の課程の募集定員が120人を超えない高等学校(次号に規定する高等学校を除く。)

(2)　熊毛学区及び大島学区内の高等学校

３　前１項の規定にかかわらず，全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする者(前項に規定する者を除く。)で次の各号の一つに該当するものは，当該各号に定める学区内の高等学校に志願しなければならない。

(1)　やむを得ない理由がある場合で，所属学区外の高等学校へ入学しようとする者，鹿児島県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の許可を受けた学区

(2)　現に在学している中学校又は卒業した中学校の所在地の属する学区と所属学区とが異なる者，県教育委員会の指定を受けた学区

４　第１項及び前項の規定にかかわらず，次条の規定により全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする者は，所属学区又は前項の規定により許可若しくは指定を受けた学区(以下「所属学区等」という。)以外の学区の高等学校に志願することができる。

（一定枠による全日制普通科への入学）

第３条の２　全日制の課程のうち普通科を置く高等学校(前条第２項第１号又は第２号の規定に該当する高等学校を除く。)の校長（以下「校長」という。）は，当該高等学校の募集定員の100分の５から100分の10までの範囲内で所属学区等が当該高等学校の属する学区以外の学区（以下「学区外」という。）である志願者について入学を許可できる数（以下「一定枠」という。）をあらかじめ定め，県教育委員会に報告するものとする。

２　校長は，一定枠を限度として学区外からの入学を許可することができる。ただし，前条第１項及び第３項の規定による受検者数が，当該高等学校の募集定員から一定枠を減じた数に満たない場合は，募集定員から当該受検者数を減じた数を限度として学区外からの入学を許可することができる。

（所属学区外への志願及び学区の指定）

第４条　第３条第３項第１号又は第２号の規定により，県教育委員会の許可又は指定を受けようとする者は，次

の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　学区外高等学校入学志願許可申請書（別記第1号様式）１部又は高等学校入学志願学区指定申請書（別記第２号様式）１部

(2)　保護者の住民票の写し１部

(3)　前２号に定めるもののほか，県教育委員会が必要と認める書類

（教育長への委任）

第５条　この規則の施行に関し必要な事項は，教育長が定める。

（別表，様式　省略）